

高知警察署災害警備用施設としての
郵便事業株式会社高知支店使用に関
する協定書

大規模災害時等における高知警察署との郵便事業株式会社 高知支店使用承諾に関する協定書

地震等大規模災害の発生により、高知県高知警察署（以下「高知署」という。）庁舎が倒壊、水没等して使用不可能となった場合（以下「有事の際」という。）に郵便事業株式会社高知支店（以下「高知支店」という。）の一部を高知署災害警備本部（以下「高知署警備本部」という。）用施設として使用することに関し、高知支店長（以下「甲」という。）と高知署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、大規模災害等の有事の際により高知署庁舎が使用不能になった場合に、乙が高知支店の一部を高知署警備本部用施設として使用することを承諾する。

（使用箇所の指定）

第2条 前条により有事の際に、甲が乙に使用を承諾する高知支店の一部とは高知支店5階第一会議室とする。

（使用期間）

第3条 使用期間は有事の際が発生した日を起算日とし、起算日から原則として2週間以内とする。

（使用申請）

第4条 乙は、有事の際に高知支店を使用する場合には、別添「郵便事業株式会社高知支店使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

（使用期限延長の手続き）

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料等）

第6条 高知支店の使用料は、有事の際の一時的な処置のため無償とする。ただし、乙は使用が終了した時は、これを原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第7条 甲は、乙が高知支店を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(使用箇所の変更及び解約等)

第8条 甲が乙に対し、本協定第2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議のうえ、使用承諾箇所の変更及び本協定の解約等について定めるものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が署名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成 19 年 10 月 1 日

甲

高知市北本町1丁目10番18号

郵便事業株式会社高知支店長

乙

高知市北本町1丁目9番20号

高知警察署長

別 添

平成 年 月 日

郵便事業株式会社高知支店 殿

申請者
高知警察署
氏 名

印

郵便事業株式会社高知支店使用許可申請書

下記により、郵便事業株式会社高知支店を使用したいので、「大規模災害時等における高知警察署との郵便事業株式会社高知支店使用承諾に関する協定」により申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容

3 使用期間 平成 年 月 日 時 分から
 平成 年 月 日 時 分まで

4 使用人員

5 使用責任者 高知警察署 氏名

6 その他